

宮城刑務所及び福島刑務所市場化テストモデル事業の実施に関する方針

宮城刑務所及び福島刑務所市場化テストモデル事業の実施方針について、以下のとおり公表する。

1 事業概要

(1) 事業の実施場所

宮城刑務所（本所）及び福島刑務所（本所及び福島刑務支所）

(2) 事業内容及び要求水準

本事業において、国が要求するサービスの内容と水準は、別添「業務要求水準書」のとおりとする。

なお、業務に従事する職員数「ポスト数」は、これまで国の職員が当該業務を実施してきた場合における職員配置を参考として表示したものであり、当該業務の遂行のために、いかなる要員配置を行うかについて民間事業者の提案を妨げるものではない。

(3) 委託費の支給方法

国は、定期的実施されるモニタリング結果に基づき、一定期間毎に委託費を支払う。支払い方法等については、落札後、速やかに、国と受託者が協議して決定し、契約書に定めるものとする。

(4) 事業期間

事業開始の日から平成19年3月31日までとする。

(5) 実施方針等の変更

実施方針、業務要求水準書の公表後の民間事業者からの質問・意見等を踏まえ、実施方針等を見直し、変更を行うことがある。実施方針の変更を行った場合には、法務省ホーム・ページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

2 事業に関する基本的な考え方

民間事業者の創意工夫を最大限活用する観点から、業務の具体的な実施方法は、入札参加者の提案と裁量に委ねられるものであり、法令及び施設の規律秩序の維持など管理運営上の観点からの制約がある場合を除き、これまで国の職員が行ってき

た業務の実施方法には拘束されないものとする。

3 落札者の選定方法等

(1) 選定方式

国は、価格及びその他の条件が国にとって最も有利な事業計画を提案した者を選定する総合評価落札方式（会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 6，予令第 91 条第 2 項）により落札者を選定する。

(2) 落札者の選定体制

国は、落札者の選定に当たり、「市場化テスト評価委員」により事業提案に対する評価を行う。

(3) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、基礎点と提案に関する評価点（加点）の合計を入札価格で除した数値の最も高い者を落札者とする。

(4) 入札結果の公表

入札結果は、落札者の選定後速やかに入札参加者に対して通知するとともに、掲示及び法務省ホーム・ページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(5) その他

総合評価の詳細は、別添「事業者選定基準」のとおりとする。

4 リスク分担に関する事項

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、国と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、国が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、国が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

国と事業者の責任分担は、原則として別添の「リスク分担表」によるものとする。具体的内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、事業契約書において定めることとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

国又は事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、その責任を負う者が全額負担することとする。

5 モニタリングに関する事項

(1) 受託者は、毎月業務結果報告を提出する。国はこれに基づき要求水準を満たしているかどうか判断し、その結果を通知する。このほか、国は随時のモニタリングを実施する。

(2) 本事業は、業務提供の継続性が重要な要素であることから、契約上の債務不履行等があった場合には、モニタリング結果に基づくサービス対価の減額を行う。ただし、軽微な違反については減額を猶予することについても考慮する。

なお、業務の遂行に著しい支障を及ぼす重大な債務不履行があった場合には、契約を解除する。

(3) モニタリング実施方法の詳細については、民間事業者等からの意見等も踏まえて定めるものとする。

6 競争条件均一化に関する事項

(1) 民間事業者が本事業を実施する場合には、国が実施する場合と同様に、国は事業に必要な範囲で、備品、消耗品、光熱水及び通信を事業者が無償で提供する。ただし、民間職員の被服費及び事業者が自らの判断により契約の遂行に必要とする備品、消耗品などは含まない（例えば、国とは異なる業務遂行のあり方に伴い事業者が必要とする備品・消耗品など。）。

(2) 民間事業者が入札への参加を検討するために必要な情報として、市場化テストモデル事業の対象となる業務に関し、官が業務の遂行に要する経費及びその業務内容・作業手順等を公表する。具体的には、刑務所における一般的な配置職員の人件費及び被服費、具体的な業務内容・作業手順とする。

7 実施方針等に関する事項

(1) 実施方針及び業務要求水準書（案）の公表

実施方針及び業務要求水準書（案）を公表し、閲覧に供する。

ア 閲覧期間

平成18年2月27日(月)から3月6日(月)まで

ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。

イ 閲覧時間

10時00分から17時00分まで

ウ 閲覧場所

法務省矯正局総務課予算係

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

なお、インターネットにより閲覧できる。

<http://www.moj.go.jp/>

(1) 実施方針及び業務要求水準書(案)に関する質問及び意見の受付

実施方針及び業務要求水準書(案)に記載された内容に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成18年2月27日(月)から3月13日(月)17時00分まで必着のこと

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめて記載(様式適宜)し、電子メールにてファイル添付(Microsoft Excel)により、次の係あて提出のこと。着信については、質問者において確認のこと。

なお、添付ファイルも含めた電子メールの情報量が500キロバイト以上のものは受け付けない。

法務省矯正局総務課予算係

電子メールアドレス: prison-pfi@moj.go.jp

(3) 実施方針及び業務要求水準書(案)に関する質問に対する回答

上記(2)で受け付けた質問に対する回答は、平成18年3月22日(水)に公表することを予定しており、公表後は次のとおり閲覧に供する。

なお、質問の内容が、質問者の特殊なノウハウ等に係わるもので、公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある

質問については、公表せず、質問者に直接回答する場合がある。

ア 閲覧期間

平成18年3月22日(水)から同月28日(火)までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く。

イ 閲覧時間

10時00分から17時00分まで

ウ 閲覧場所

法務省矯正局総務課予算係

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

なお、要求水準書及び質問回答は、インターネットにより閲覧できる。

<http://www.moj.go.jp/>

(4) 意見に対するヒアリング

民間事業者から提出のあった意見のうち、国は必要と判断した意見については、当該事業者と直接ヒアリングを行う場合がある。